

## 法令改正による吹付けアスベスト留意事項

労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則等の一部改正（以下「法令改正」という）により、平成18年9月1日より規制の対象となるアスベストの含有率が重量比で1%から0.1%に改められました。

### 施設管理者における使用実態の把握について

各施設管理者は法令改正を踏まえ、分析調査等の必要な措置を講じるよう努めてください。なお、過去に分析調査を実施している場合は、分析結果から0.1%を超えてアスベスト含有しているか判断が出来る場合がありますので、分析実施機関への確認を検討してください。

また、今般の法令改正に伴いアスベスト含有量の分析方法に関して、厚生労働省から以下の通知が発出されています。

平成18年8月21日付け基発0821002号

「建材中の石綿含有率の分析方法」

平成18年8月21日付け基安化発0821001号

「建材中の石綿含有率の分析方法にかかる留意事項について」



### 「保全実態調査」における吹付けアスベスト使用実態の把握について

国土交通省官庁営繕部では、国家機関を対象に毎年度依頼しております「保全実態調査」の調査項目である「吹付けアスベスト等の状況」の報告内容により、施設における吹付けアスベスト等の使用実態の把握を実施します。

なお、来年度以降は法令改正に伴い、0.1%を超えてアスベストが含有するものが調査対象となりますので報告の際はご注意ください。

「吹付けアスベスト等」とは、吹付けアスベスト及びアスベストを含有する吹付けロックウールを指し、アスベストとは、熱・電気の不良導体で、建材（防火・保温、電気の絶縁など）に用いられ、吸い込むと肺ガンの原因となるため、建物に使用されている場合、専門業者による調査を行い除去する必要があります。

### 石綿等が吹き付けられた建築物等における臨時の業務にかかる措置について

法令改正に伴い石綿障害予防規則第10条第2項において「事業者はその労働者を臨時に就業させる建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならない」と規定されております。

したがって、設備機器の点検保守や清掃等の保全業務を発注する際は作業に従事する労働者のばく露防止等に関して、適切な措置を講じる必要がありますのでご注意ください。

**6 保護具等、器具等** 石綿則第10条第2項、第14条、第32条の2、第44条から第46条関係

(1) 石綿を含む建材等の解体等、封じ込め又は塵い込みの作業をするときは、労働者に呼吸用保護具（防じんマスク）、作業衣又は保護衣を使用させなければなりません。

(2) 労働者を臨時に就業させる建築物の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、呼吸用保護具、保護衣又は作業衣を使用させなければなりません。

(3) 保護具等は、他の衣服から隔離して保管し、廃棄のために容器等に梱包したとき以外は、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはなりません。

(4) 器具、工具、足場等について、廃棄のために容器等に梱包したとき以外は、付着したものを除去した後でなければ作業場外に持ち出してはなりません。

## 風雪害対策を考慮した施設管理のポイントについて

毎年冬になりますと、大雪等による被害が各地で後を絶ちません。雪の多い地域で施設管理を担当されている皆様方は他人事ではないため、特に心配されているのではないのでしょうか。

やはり事故になってからでは遅いので、いかに未然に防げるかが重要なポイントだと考えます。

既の実施されている方も多いかと思いますが、普段からの施設管理で対応できる風雪害対策のポイントについてまとめてみましたので、冬季の施設管理の参考にして頂ければ幸いです。

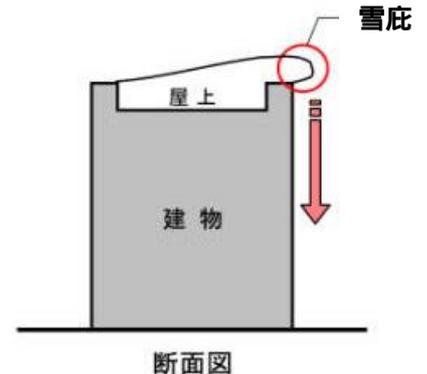
また、施設管理者以外の方でも視点を置き換え、このようなポイントに注意して施設を利用するようにしましょう

### 雪庇(せっぴ)の落下に注意しましょう!

建物の屋上に「雪のかたまり」が張り出している場合があります。

これは「雪庇」と呼ばれ、落下の危険性があるうえ、先端につらが出た場合もあるため、建物の付近を通行しないように注意して下さい。

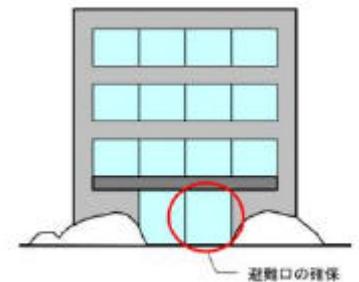
また、落下した場合は通行の障害になることもあるため、安全を確認の上、除雪を行って下さい。雪庇の下が駐車場になっている場合は、車への被害も考えられますので、必要に応じて駐車禁止や通行禁止の措置等を講じて下さい。



### 建物からの避難経路を確保しましょう!

地震や火災等が発生した場合でも屋外に避難できるためには、メインの出入口や非常口等の扉は外開きが一般的ですので、雪により扉が外へ開かない事のないように除雪を行い、避難経路を確保してください。

いつどんな時に災害が起きるかわかりませんので、常日頃から意識することが大切です。



避難口の確保

### 強風に対して普段から準備しましょう!

普段から点検を行い、強風により吹き飛ばされそうな物を片付けておくことや壊れそうなものを補修することが必要です。強風が吹き荒れた状態からでの対応では遅いため、前もって準備することが大事です。

また、強風等により送電線が切断され、停電が発生する場合も予想されます。

長時間の停電があった場合に、何が必要になるかを普段から考え、事前に準備しておきましょう。ただし、懐中電灯を用意しても電池が切れていて使えない事もあるかもしれませんので、日頃からのこまめな点検も必要です。



最後になりますが、施設というハード面での保全も大切ですが、施設を利用する立場で日頃から注意できることもたくさんあります。

例えば、転倒してケガをしないようにするためには、まずは足元からということで靴がポイントになります。夏場と同じ靴を履くのではなく、靴底に雪道用の溝加工が施され、より滑りにくい構造になっている靴をお勧めします。

次に歩き方ですが、歩幅を小さめにし、後ろに蹴って進むのではなく、足を上に持ち上げるようにして、足の裏全体で静かに着地するようなイメージで体重移動を極力抑える事がコツです。また、濡れたタイル面等を歩く場合は靴底の雪を落としてから歩くようにして下さい。靴底に雪が付着していると滑りやすくなり大変危険です。

これからは、寒い時期が続きますので、雪道では十分注意してケガをしないようにしましょう

